一　事業の名称　群馬用水緊急改築事業
二　工事施行位置
施設の名称　施設の位置
幹線水路　榛名幹線　群馬県渋川市及び北群馬郡吉岡町
三　事業実施計画の変更の認可の日　平成二十九年十月十八日

○経済産業省告示第二百四十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月十日

経済産業大臣臨時代理　国務大臣　松山　政司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　［略］	一　［略］
二　［略］	二　［略］
二の二　［略］	二の二　［略］
三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。	三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。
1～8　［略］	1～8　［略］
9(1)　［略］	9(1)　［略］
(2)　二の表の㈠のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくろまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。	(2)　二の表の㈠のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくろまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

(3)　二の表の㈠のみなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、大韓民国、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、台湾、英国

(4)～(6)　［略］

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

(3)　二の表の㈠のみなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、大韓民国、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、台湾、英国

(4)～(6)　［略］